システム監査学会 第38回研究大会

2024年6月14日

1

研究プロジェクト報告 「BCP/BCMSと新システム監査制度」

サステナビリティに係る取組みとその情報開示

―システム監査から統合的監査へ―

1

■ 研究プロジェクトの概要

• 発足時期: 2018年度

• 主查:黒澤兵夫

・メンバー:竹淵広志、長田芙悠子

· 活動期間等: 2024年1月~2024年5月、

月1回2時間程度のZoom開催

3【目次】

- I. はじめに
- Ⅱ. サステナビリティに関わる基準等の動向
- Ⅲ. サステナビリティに係る取組みとその情報 開示に関わる監査等の動向
- Ⅳ. システム監査へのサステナビリティに係る 取組みの包摂あるいは連携
- V. おわりに

参考文献

I. はじめに テーマ選定の理由と考察の目的

- サステナビリティに係る取組みとその情報開示に対して、システム監査の立場・観点からアプローチする。
- •情報システムとサステナビリティを直接的に関連付けることは少々性急であり、基礎的なところから関連する基準や規範、様々な取組みや機関等をサーベイし、周到に事態を把握する。
- ・システム監査に、今日的な要請であるサステナビリティに係る取組みを組入れることである。システム監査単独ではなく、業務監査等を含めた統合的監査によりサステナビリティに係る取組みとその情報開示に対応することが適切であることを提言する。

II. サステナビリティに関わる基準等の動向

- 1. IFRSサステナビリティ開示基準
- 2. SASBスタンダード
- 3. GRIスタンダード
- 4. 欧州のサステナビリティ基準
- 5. SSBJの公表物

6 1. IFRSサステナビリティ開示基準

ISSB(International Sustainability Standards Board)は、2023年6月にサステナビリティ開示基準の「IFRS S1」と「IFRS S2」を公表した(日本語訳は2024年2月公表)。

IFRS S1は、企業が短・中・長期にわたって直面するサステナビリティ 関連のリスクと機会について投資家とのコミュニケーションを可能とす るための一連の開示要求事項を提供するものである。IFRS S2は、気 候関連の具体的な開示を定め、IFRS S1との併用が前提とされる。

IFRS S1の構成は、目的、範囲、概念的基礎(適正な表示、重要性 (materiality)、報告企業、つながりのある情報)、コア・コンテンツ(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標(targets))、全般的要求事項(ガイダンスの情報源、開示の記載場所、報告のタイミング、比較情報、準拠表明)、判断、不確実性及び誤謬(判断、測定の不確実性、誤謬)である。

7 2. SASBスタンダード

SASB(Sustainability Accounting Standards Board: サステナビリティ会計基準審議会)は、2011年に米国サンフランシスコを拠点に設立された非営利団体である。企業の情報開示の質向上に寄与し、中長期視点の投資家の意思決定に貢献することを目的に、将来的な財務インパクトが高いと想定されるESG要素に関する開示基準を設定している。

2018年11月に11セクター77業種について情報開示に関するスタンダードを作成し、公表した。SASBスタンダードでは、企業のサステナビリティを分析する視点として、5つの局面(Dimension)(環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルとイノベーション、リーダーシップとガバナンス)と、それに関係する26の課題カテゴリー(General Issue Category)を設定しており、開示項目はこの課題カテゴリーに紐づいている。

SASBとISSBとの関係は、2022年8月現在、ISSBがSASB基準の責任を引き継ぎ、その維持、強化、進化に取り組んでいる。SASBスタンダー

ドは、IFRSサステナビリティ開示基準の要件を満たすための重要なガイダンスであり、ISSBはその継続的な使用を推奨している。2023年6月にSASBスタンダードの気候関連コンテンツは、IFRS S2気候関連開示に付随する業界ベースのガイダンスに合わせて修正された。

3. GRIスタンダード

GRI(Global Reporting Initiative)は、1997年に米国ボストンで設立され、設立には国連環境計画(UNEP)も関与している。当初の目的は、責任ある環境行動原則への企業の遵守を確保できる説明責任メカニズムを作成することであったが、その後、社会、経済、およびガバナンスの課題にも範囲を拡大している。

2016年にそれまでのGRIガイドラインに代わるGRIスタンダードを公表した。GRIスタンダードは、報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト(プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトを含む)を報告し、持続可能な発展への貢献を説明す

9 るためのフレームワークを提供している。その後、2021年10月に共通スタンダードの改訂版、2022年10月にその日本語版を公表した。

GRIスタンダードの構成は「GRI 1: 基礎」(GRIスタンダードの使用方法の説明)、「GRI 2: 一般開示事項」(報告組織の背景情報に関する開示事項)、「GRI 3: マテリアルな項目」(マテリアルな項目に関する組織のマネジメント手法等を報告する際の指針)、「GRI 11~」(セクター別スタンダード)、「GRI 200、300、400シリーズ」(経済、環境、社会についての組織のインパクトに関する開示事項)である。

4. 欧州のサステナビリティ基準

欧州委員会からNFRD(Non-Financial Reporting Directive:非財務報告指令)の改正として、2023年1月にCSRD(Corporate Sustainability Reporting Directive:企業サステナビリティ報告指令)が発効された。2024年7月までに加盟国の国内法に移管される必要がある。EU域内企業のほか、EU域外企業でも域内に対象となる子会社もしくは支店があ

る等の場合には、適用義務対象となる。また、GRIは、2024年5月に CSRDの実施支援として、新たに「CSRD Essentials」を発表した。前身 NFRDとの違い、ESRSの適用開始のタイミング、ESRSの概要やバ リューチェーンの考え方、監査や罰則等の幅広い項目をカバーする内 容が記載されている。

さらに、ESRS(European Sustainability Reporting Standards:欧州サステナビリティ報告基準)が欧州財務報告諮問グループで検討され、2023年11月に最終承認され、2024年1月1日から適用されることになった。

5. SSBJの公表物

SSBJ(Sustainability Standards Board of Japan:サステナビリティ基準委員会)は、2024年3月に、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準(案)」、サステナビリティ開ニテーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」を公表した。

□. サステナビリティに係る取組みとその情報開示に関わる監査等の動向

1. サステナビリティ情報等の開示に対する監査人の役割

(1)2023年1月31日に改正・公布・施行された内閣府令(改正開示府令)により有価証券報告書等の「事業の状況」に記載されるサステナビリティ情報等については、独立第三者による保証が求められていない。

但し、サステナビリティ情報等が、財務諸表監査においてその他の記載内容として取扱われるため、監査人は監査の基準に基づいて通読等の手続きを実施する役割を担う。その結果、主として財務諸表との結合性の観点からの誤りが発見され、監査報告書において報告されることがある。

- - (2)金融庁は、2024年2月に諮問するため「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置した。

諮問事項は、①有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の適用対象企業並びに適用時期、②同開示のために、全般に、どのような環境整備が必要となるか、である。

論点には、保証制度の導入時期、サステナビリティ保証の範囲・水準・適用時期、サステナビリティ保証業務の担い手、保証基準/倫理基準、サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関の役割が挙げられている。

(3)先行しているフランスの動向は、2023年12月にフランス政府はCSRDを国内法制化し、非財務情報に対する保証業務提供者の役割・任務や保証業務提供者に対する検査監督等について規定している。

保証の担い手は、法定監査人及び監査法人とは異なる保証業務提供者が行うことをEU加盟国のオプションとして規定しているが、フランスでは監査法人以外の独立第三者機関によるサステナビリティ保証業務提供を容認(profession-agnostic保証制度)する。この背景は、開かれた保証市場の維持が可能となり、保証業務提供者の多様化が促進され、サステナビリティ保証業務の品質向上につながる、とされる。

保証業務提供者の要件は、独立第三者機関を含む保証業務提供者が保証業務を提供するための要件として、監査と同等の要件が規定されている。保証業務提供者は、90時間の研修の受講が必要(必要なトレーニングコースはH2A(Haute Autoritéde l'Audit)による承認が必要、2024年から研修開始)」とする。検査監督は、監査人とサステナビリティ保証業務提供者を統一的に監督可能とするために、従来の監査監督当局であるH3C(Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)はH2Aに組織変更し、保証業務提供者に対する検査監督はH2Aが統一的に実施し、独立第三者機関の組織の審査は、フランス認定委員会(COFRAC)が実施する。

14 2. サステナビリティ審査の着眼点

(1)金融機関等の企業審査におけるサステナビリティ審査では、サステナビリティの視点を企業審査の各段階に取り入れ、統合化する。

その着眼点は①ヒト、②モノ、③カネの3要素である。

①ヒトに関しては、経営者について、(1)企業理念等におけるサステナビリティへのコミットメント、(2)企業統治体制の整備状況、(3)内部規程の整備状況・実効性、(4)社外とのコミュニケーション、従業員について、(1)従業員の労働安全衛生、(2)従業員の多様性、(3)人材の育成、加えて、地域住民との協調がある。

②モノに関しては、個社の事業活動について、(1)製品・サービスの性質:環境・社会への好影響(インパクト創出)、(2)環境・社会への負荷軽減、(3)顧客に対する誠実さ/顧客利益の保護、商流(サプライチェーン)について、(1)製品・サービスの安定供給に関する取組み(調達先の分散、BCP策定、リスク管理委員会設置等)、(2)サプライヤーへの配慮(調達方針、調達先のESG/サステナビリティ評価、サプライチェーン最上流への配慮等)がある。

③カネに関しては、損益計算書について、(1)収益項目(環境配慮型製品やSDGsに貢献しているサービスが売上高に占める割合の推移)、(2)費用項目(中長期的な成長によい意味でのコスト増なのか)、貸借対照表について、(1)資産項目(長期的なサステナビリティの観点で、減損可能性のある資産がなにか)、(2)負債・純資産項目(グリーンボンドなどの資金使途を限定した資金調達やサステナビリティ・リンクト・ローンなどのサステナビリティ関連の目標達成を約束して行う資金調達を行っている可能性と、その調達条件)、更にM&A(人権尊重や環境配慮の有無)やプロジェクトファイナンス(サービス内容がどのように環境・社会課題解決に資するかといった定性項目の考慮の強化)がある。

ESGとマテリアリティ(重要課題)について、ESGは企業経営のプロセスとして現在走っていること、サステナビリティは企業を含む人間社会にとってのゴール(目的)だと考えることができる、とされる。また、サステナビリティ審査において、マテリアリティ特定が重要な意味をもつのである。

- (2)15の産業セクターに分け、業種特有のマテリアリティを深掘りしている。情報通信にとって重要なサステナビリティテーマは次の通りである。
 - ①気候変動: データセンターにおける消費電力の過度な増大(その注目すべきポイントと対策)、ネットワーク設備における消費電力の過度な増大(その注目すべきポイントと対策、事例としてグリーン成長戦略)。
 - ②製品・サービスの安全/精神疾患の増加:子どもの健全な成長の阻害、依存症の誘発(その注目すべきポイントと対策、事例としてテリアカンパニー)、新たな技術に関する地域コミュニティとのコミュニケーション(その注目すべきポイントと対策)。
 - ③劣悪な労働環境:多重下請け構造による労働の長時間化(その注目すべきポイントと対策、事例としてSHIFT)。
 - ④紛争・テロ、サイバー犯罪、情報管理:ハッキングやフィッシングによる犯罪被害の拡大(その注目すべきポイントと対策、事例としてサイバーセキュリティ経営ガイドライン)。
 - ⑤災害対策:大規模自然災害による情報通信網の破断(その注目すべきポイントと対策、事例としてNTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル)。

17 3. サステナビリティを巡る開示と評価

(1)ESG評価機関は、企業のサステナビリティに対する取り組みやその効果、情報開示状況といった様々なパフォーマンスに関する情報を収集し、評価する機関である。

投資家は、企業が開示する統合報告書やサステナビリティレポートの他に、ESG評価機関が提供するESGスコアを重要な情報源としている。ESGスコアはESG指数に組み入れる銘柄選定にも活用され、企業も活用し、それを役員報酬のKPI(評価指標)に採用する企業も国内に現れ始めている。

但し、複数の評価機関が同一の企業に付したESG評価に大きな差が生じるケースが散見されている。ESG評価機関間のESG評価の不一致を狭めるには環境分野と社会分野における各評価の不一致を狭める必要があり、そのためには、環境分野と社会分野における情報開示の拡充が有効であることは明らかである。

- (2)サステナビリティを巡る開示と評価に関して、東京都立大学のアンケート調査によると、企業と投資家とのギャップが少なくない。
 - ・サステナビリティへの取り組みがなぜ重要かでは、「企業の存続可能性を見るため」(企業73.8%、投資家77.8%)や「将来の成長機会を探索するため」(企業63.4%、投資家69.4%)は同様に重視されているが、「企業の社会的責任を明確にするため」(企業72.0%、投資家30.6%)は企業は重視しているが投資家は余り重視しておらず、逆に「リスクの所在を見るため」(企業43.3%、投資家75.0%)は企業はそれほど重視していないが投資家は相当に重視している。
 - ・サステナビリティへの取り組みのうち重要と考える分野(上位5位)では、企業は(1位)CO2など排出物削減、(2位)気候変動への対応、(3位)リサイクル・循環型経済の構築、(4位)人権への配慮、(4位)社員教育の充実であるのに対し、投資家は(1位)気候変動への対応、(2位)投資家と企業との対話の充実、(2位)企業の取締役会改革、(4位)人権への配慮、(4位)ダイバーシティの確保というように、ほぼ同様に重視している分野もあるが、かなり重視している分野が異なっている。

・企業と投資家との間で関心に差の大きい分野(上位5位)では、投資家よりも企業の関心が高い課題は(1位)リサイクル・循環型経済の構築、(2位)社会貢献活動、(3位)CO2など排出物削減、(4位)社員教育の充実、(5位)環境配慮型製品・サービスであるのに対し、企業よりも投資家の関心が高い課題は(1位)企業の取締役会改革、(2位)経営陣の選解任見直し、(3位)経営陣の報酬体系の見直し、(4位)生物多様性への対応、(5位)投資家と企業との対話の充実である。

このようなギャップをどのように解消していくのか、対話の充実等の課題は少なくない。

20 Ⅳ. システム監査へのサステナビリティ に係る取組みの包摂あるいは連携

1. システム管理基準における事業継続管理

システム管理基準においては、事業継続管理は大項目として規定さ れており、システム監査の実務書でも大項目として取扱われている。

それに対し、サステナビリティは事業継続をも包含して、遥かに広く通 常の状態においても、現在並びに将来における事業の継続的発展を 企図している。そして、システム管理基準はもとより、実務書等におい ても、サステナビリティに言及することはほとんどない。それならば、シ ステム管理・監査において、サステナビリティに係る取組みを如何に包 摂あるいは連携し得るのか。

21 2. 内部統制監査制度の改訂

2023年4月7日に企業会計審議会により公表された『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)』において、内部統制監査制度の改訂がなされた。

公認会計士監査は、COSOのERM(Enterprise Risk Management:全社的リスクマネジメント)(2023年3月にICSR公表、日本語訳は2023年8月公表)をはじめとし、日本の内部統制監査制度においても、「報告の信頼性」(金融商品取引法上の内部統制報告制度は、あくまで「財務報告の信頼性」の確保が目的)、「情報と伝達」、「ITへの対応」として会計監査のみならず業務監査並びにシステム監査に重点を置くようになっている。また、内部監査人や監査人等との連携、内部監査人について、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすること、取締役会及び監査役等への報告経路も確保すること等の重要性が記載された。

22 3. 各々の監査における単独のシステム監査から統合 1 的監査へ

(1)吉武一は、「監査人は、業務プロセスにおいてITによる処理と人的処理が一体化した業務処理およびそれを前提とした管理態勢が構築されている現状の中で、「業務監査」とIT監査を一体的に監査する「統合的監査」の推進を図っていく必要があり、「統合的監査」実施上の留意点についても監査人は一層研究していく必要がある」と提言している。但し、ここで言う「統合的監査」は狭義のものと言える。

23 (2)島田裕次は、遥かに広義の「統合監査」を提言している。「広い意味でのERM監査、すなわち、すべてのリスクを対象にして行う監査は、統合監査(または総合監査)と呼ばれる。多種多様のリスクを対象にするのがERMであり、ERMの適切性を検証・評価するためには、会計監査、業務監査、システム監査、コンプライアンス監査、環境監査などのさまざまな内部監査を、統合して同時に実施、あるいは総合的に実施する統合監査が必要になる」、とする。そして、「今後のシステム監査では、ITリスクがさまざまなリスクと関係していることをふまえて」、「他の内部監査との連携を強化する必要がある」、とする。

このような統合的監査を行うことは、事業継続を含め、更に広いサステナビリティを包摂した監査になり得るのではないだろうか。

V. おわりに 考察の要約と今後の課題

- サステナビリティに関わる各種フレームワークや国内の動向をサーベイした。
- ・サステナビリティに係る監査人の役割、保証・審査、ESG評価機関の関わりを追求した。
- ・システム監査と公認会計士監査・監査役監査並びに内部監査との関係から、システム監査単独ではなく、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、環境監査等との統合的監査として取組むことにより、システム監査においてサステナビリティに係る取組みとその情報開示を包摂あるいは連携することができるのではないか、と定礎・提言した。

- ・システム管理基準及びシステム管理基準ガイドラインは、改訂により、一層体系的に整備され今日的な適合性を増したが、なお検討を要する。
- 関連する基準ないし規範との参照・関連付けが明示的とは言えない。 (Pマーク、ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)、CMMI(能力成熟度モデル統合)、SOC、ITSMS(JIS Q 20000)、ISO/IEC 27017(クラウドサービス情報セキュリティ管理ガイドライン)等。)
- ・全般的にユーザー企業ベースとなっているが、ソフトウェア企業(受託開発・保守・運用、パッケージ開発・販売)や情報処理サービス業企業(情報処理代行、情報処理サービスの提供、クラウドサービス等)は、業態・業容が様々に異なり、その特性に応じた別立ての規定が必要ではないか。・システムは、エンタープライズ系と組込み系(IoT含む)とゲーム・エンタメ系に大別できる。それらは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのアーキテキチャが大きく異なり、また、技術的な特性、要素も異なり、関与(参与)する技術者(のスキル)並びに利用者も異なる。それらの差異に応じた取扱いを検討する必要があるのではないか。

参考文献

- ・井上尚之(2017),「環境経営からサステナビリティ経営への変遷の系譜」『神戸山手大学紀要』第19号、pp.11-47、神戸山手大学
- •IFRS(2023a),「ISSB—最初のサステナビリティ開示基準を公表」

(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2023/issb-standards-launch-press-release-japanese.pdf,2024/05/19,09:51検索)

- ・IFRS(2023b),「IFRS S1号 IFRSサステナビリティ開示基準 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項 |
- ・岩下廣美(2021), 『実践IT監査ガイドブック フレームワークからデータ分析、サイバー/クラウド監査まで 改訂版』中央経済社
- ・浮田泉(2023),「サステナビリティ会計基準の一考察—IFRS S1号を中心として—」『関西国際大学研究紀要』第24号、pp.189-198、関西国際大学
- ・内ヶ崎茂・川本裕子・渋谷高弘(2021)、『サステナビリティ・ガバナンス改革』日経BP・日本経済新聞出版
- SASB(2023), "SASB STANDARDS"

(https://sasb.ifrs.org/standards/download/#language-switcher-select-language,2024/05/19,10:24検索)

•SSBJ(2024)、「特設サイト サステナビリティ開示基準案」

(https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/400713.html,2024/05/20,09:27検索)

・小川哲彦(2016)、「サステナビリティ・バリューチェーン・マネジメントの展開」『横浜経営研究』第37巻第2号、pp.47-54、横浜経営学会

- ・金藤正直(2016)、「サステナビリティ・サプライチェーン・マネジメントの実践的展開モデル」『横浜経営研究』 第37巻第2号、pp.55-72、横浜経営学会
- ・川津大樹(2023)、「米国財務会計財団によるサステナビリティ報告の動向に関する考察—SECによるESG 情報開示とFAF『戦略計画』の分析を中心として—」『会計学研究』第49号、pp.41-68、専修大学会計学研究 所
- ・企業会計審議会(2023)、『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部 統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)』企業会計審議会
- ・北川哲雄編著(2023)、『サステナビリティ情報開示ハンドブック』日本経済新聞出版
- ・金融情報システムセンター編(2023a)、『金融情報システム白書 令和6年版』財経詳報社
- ・金融情報システムセンター(2023b)、『金融機関等コンピュータシステムの安全 対策 基準・解説書第11版』金融情報システムセンター
- ・金融情報システムセンター(2024)、『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書第12版』金融情報システムセンター
- ・金融庁(2024a),「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」参考資料3、pp.1-39、金融審議会事務局
- ・金融庁(2024b),「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」参考資料4、pp.1-8、金融審議会事務局
- ・久保田秀樹(2023)、「2つの企業サステナビリティ情報開示基準の相違点——欧州サステナビリティ情報開示基準とIFRSサステナビリティ基準——」『甲南経営研究』第63巻第3・4号、pp.67-85、甲南大学経営学会
- ・経済産業省(2023a), 『システム管理基準』経済産業省
- ・経済産業省(2023b), 『システム監査基準』経済産業省

- ・上妻京子(2022),「人権・環境デューディリジェンス規制とサステナビリティ報告の合理的保証」『現代監査』 No.32、pp.76-90、日本監査研究学会
- ・公認会計士協会(JICPA)(2024),「サステナビリティ情報開示」 (https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/practical_guidelines/,2024/05/12,10:02検索)
- •COSO(2021), 『クラウドコンピューティングのためのERM』COSO
- •COSO(2023), "Achieving Effective Internal Control over Sustainability Reporting (ICSR)", COSO(日本内部監査研究所(2023), 『サステナビリティ報告に係る有効な内部統制(ICSR)の実現: COSOの内部統制の統合的フレームワークによる信頼と自信の確立』日本内部監査研究所)
- ・小西範幸(2019),「統合報告と保証業務の課題・拡充」『現代監査』No.29、pp.12-21、日本監査研究学会
- ・サステナビリティ情報審査協会(2021)、『ESG情報の外部保証ガイドブック—SDGsの実現に向けた情報開示』税務経理協会
- サステナビリティ日本フォーラム(2024),「Sus-FJについて」

(https://www.sustainability-fj.org/intro/,2024/05/12,10:14検索)

- •GRI(2023)、『統合版GRIスタンダード』GRI
- •GRI(2024a), "Making the Corporate Sustainability Reporting Directive accessible for all"

 (<a href="https://www.globalreporting.org/news/news-center/making-the-corporate-sustainability-reporting-directive-accessible-for-all/,2024/05/28,20:51検索)
- •GRI(2024b). "CSRD Essentials"

(https://www.globalreporting.org/search/?query=CSRD+Essentials,2024/05/28,20:53検索)

- 島田裕次(2024)、『よくわかるシステム監査の実務解説 第4版』同文館出版
- ・中央経済社編(2023)、『2023年改正開示府令の実務ガイド』中央経済社

・日本経済団体連合会(2023a)、「サステナブルな商品・サービス選択の推進」

(https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/066.html,2024/05/12,10:05検索)

・日本経済団体連合会(2023b),「IAASB公開草案 国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」へのコメント」を公表」

(https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/080.html,2024/05/12,10:06検索)

- ・日本システム監査人協会編(2020)、『情報システム監査実践マニュアル 第3版』森北出版
- ・日本システム監査人協会(2023a)、『システム管理基準ガイドライン』日本システム監査人協会
- ・日本システム監査人協会(2023b)、『システム監査基準ガイドライン』日本システム監査人協会
- ・日本総合研究所編著(2022)。『サステナビリティ審査ハンドブック』金融財政事情研究会
- •日本取引所グループ(2023),「ESG情報開示枠組みの紹介」

(https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-

framework/06.html,2024/05/11,17:03検索)

- ・日本内部監査協会編(2024)、『内部監査人のためのIT監査とITガバナンス 補訂版』同文館出版
- ・林雅之(2019)、『この一冊で全部わかる クラウドの基本 第2版』SBクリエイティブ
- ・PwCあらた有限責任監査法人編(2021)、『クラウド・リスク・マネジメント 新版』同文館出版
- ・PwCあらた有限責任監査法人(2024)、「欧州サステナビリティ報告基準(ESRS) ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2024年1月)」

(https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20240125-1.html,2024/05/20,09:21検索)

・ベイカレント・コンサルティングSXワーキンググループ(2022)、 『SXサステナビリティ経営 実践編』日経BP

研究プロジェクト報告 「BCP/BCMSと新システム監査制度」

ありがとうございました。

0